

河合町選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事館の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成29年2月27日

河合町選挙管理委員会

委員長 楯 澤 繁 一

縦覧の期間 平成29年3月3日から同月7日まで

縦覧の場所 池部1丁目1番1号 河合町役場 2階 選挙管理委員会事務局